

【学校経営方針】

- 1 京都府教育委員会の「第2期京都府教育振興プラン」に定められた教育の目指す方向性とその実現に向けた推進方策のもと、取り組むべき事項として策定された「令和4年度学校教育の重点」と「亀岡市教育振興基本計画」の指針に基づき、本校の生徒の実態に即した教育活動を最大限に展開する。
- 2 教職員が確かな信頼関係のもと「協働」と「一体」を意識し、使命感と責任感をもって教育実践に努める。
- 3 家庭や地域社会との緊密な連携を図る中で、安心・安全で且つ信頼される学校を目指し、開かれた学校づくりに繋げる。
- 4 教職員自らが鋭い人権感覚とそれに係る実践的態度を身に付け、教育活動全体を通じて生徒の人権意識を高め、豊かな人間性を育成する。
- 5 本校ブロック（つつじヶ丘小学校、南つつじヶ丘小学校、東輝中学校の3校）で、義務教育の9年間の連続性・系統性を重視した小中一貫教育を推進する。

【令和4年度学校教育目標】

「志の実現」

つつじヶ丘小学校・南つつじヶ丘小学校・東輝中学校の3校で共通の教育目標を設定

- 1 自他を理解し、互いに支え合う児童生徒の育成
- 2 豊かな人間性や社会性を身に付けた児童生徒の育成
- 3 物事を深く考え、主体的に学び続ける児童生徒の育成

【めざす生徒像】

- 1 自分を大切にするとともに、相手を思いやれる心豊かな生徒
- 2 自立心と広い視野をもち、社会の変化に主体的に対応できる生徒
- 3 自ら課題を見付け、学習や活動に意欲的に取り組む生徒

【めざす教師像】

つつじヶ丘小学校・南つつじヶ丘小学校・東輝中学校の３校で共通のめざす教師像を設定

- 1 児童生徒に対する教育的愛情と教職に対する使命感と情熱をもって、児童生徒の実態に応じた小中一貫教育を推進する教師
- 2 児童生徒の自主性や個性を尊重し、連続性・系統性を重視した教育課程のもと、高い「授業力」により児童生徒に確かな学力を身に付けさせる教師
- 3 豊かな人間性と社会的良識をもって教育活動を進め、保護者や地域社会の期待に応える教師
- 4 人権尊重を基盤に据えた教育実践に努め、教育活動全体を通じて児童生徒の人権意識の高揚を図ることができる教師

【本年度の重点目標】

1 特色ある教育課程の編成と実施

- ・本校校区の小学校２校と本校が互いに協力し責任を共有して、小中間の連続性や系統性を意識した特色のある教育課程を編成する。
- ・「ゆるやかな一貫・たしかな一貫」をテーマとして、小中一貫教育に取り組む。

2 学習指導

- ・新学習指導要領の完全実施を踏まえた指導方法や指導形態、評価方法に改善を加え、基礎・基本を定着させる。
- ・教師自身が使命感と危機感を持って自らの「授業力」を高め、生徒に確かな学力を付けるとともに、生徒の実態に即した学力向上システムを確立する。
- ・生徒指導の機能や人権教育の視点を浸透させたきめ細かな教科指導や学力補充の取組を充実させる。
- ・生徒の学習意欲の向上と「主体的・対話的で深い学び」を意識したＩＣＴを効果的かつ効率的に活用した多様な教科指導を進める。
- ・保護者連携を深め、家庭学習の習慣化や自学自習の定着を図る。
- ・小中教員合同の公開授業を計画的に実施する。

3 人権教育

- ・小中の学校間で系統性のある人権教育の推進計画を策定し、生徒の実態に応じた人権教育の推進を図る。
- ・教職員自らが鋭い人権感覚と実践的態度を身に付ける。
- ・教育活動全体を通じて、発達段階に沿った生徒の人権意識の高揚を図る。
- ・様々な人権問題の正しい理解と認識を深め、仲間とともに支え合い、学び合う生徒を育成する。
- ・多様化・複雑化する人権問題の解決に向け、主体的に行動できる力を育成する人権学習の充実を図る。

4 道徳教育

- ・小中の学校間の交流を深め、年間３５時間の「特別の教科道徳」を確実に実施し、授業展開の一層の充実を図る。
- ・「特別の教科道徳」の学習を通じて、多様な他者を尊重する態度を育成し、自己肯定感を高める。
- ・「京の子ども 明日へのとびら」をはじめとした効果的な資料の活用や問題解決的な学習、体験的な学習など多様な方法を取り入れた指導の充実を図る。

5 生徒指導・教育相談

- ・教職員の組織力を高め、生徒指導体制と教育相談体制の一層の強化を図る。
- ・基本的な生活習慣を身に付けさせる。
- ・「いじめ防止対策基本方針」を基に、いじめのない学校づくりを推進する。
- ・教職員が率先して正しい礼やあいさつの模範を示すなど、様々な機会を通じて規範意識の向上や自立心の育成を図る。
- ・生徒会活動や部活動の一層の充実を図り、自主的・自律的な集団を育成する。
- ・生徒の内面理解を深めるために、教職員と生徒の日常的なコミュニケーションを充実させる。
- ・小中の学校間の生徒指導と教育相談に係る情報を共有し、児童生徒の実態に対して認識を深める。

6 特別支援教育

- ・特別支援教育の視点を浸透させた集団づくりを目指す。
- ・日常的な保護者との連携を図り、協力関係を構築する。
- ・個々の生徒の実態把握に努め、ニーズに応じた指導と支援の充実を図る。
- ・通級指導教室の充実を図る。
- ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の整備と小中間の連携体制の構築を図る。

7 学年経営・学級経営

- ・生徒同士がお互いの良さを認め合い、ともに励まし合い協力できる「人権尊重」を基盤に据えた学年や学級をつくる。
- ・教職員と個々の生徒とのコミュニケーションを深め、人間関係の構築を図る。
- ・保護者との「顔の見える」緊密な連携を深める。

8 特別活動

- ・本校独自の特色ある生徒会活動に一層の充実を図る。
- ・学年や学級の活動、専門部の活動、部活動を活性化させる。
- ・小中間のギャップを軽減するために児童生徒が交流できる活動や取組を開発する。
- ・児童会と生徒会の交流の場を設ける。

9 家庭支援（保護者支援）

- ・日常的な家庭連携を深め個々の家庭状況を把握し、家庭教育のサポートに努める。
- ・虐待の未然防止や早期発見、早期対応に向け、医療や福祉を含めた各関係機関と連携を強化する。

10 安心・安全が確保できる教育環境の整備

- ・危機管理マニュアルの徹底を図るとともに、その実効性のある研修や訓練を実施する。
- ・「学校安全協力員」の学校安全活動の充実を図る。
- ・安全点検を徹底する。

11 学校の教育力の向上

- ・保護者や地域社会と緊密な連携を図り、開かれた学校づくりを推進する。
- ・ホームページや学校だよりの一層の充実を図り、積極的な広報活動を進める。
- ・学校評価の結果分析を的確に行い、総合的な「学校力」の向上につなげる。